

平成 2 6 年 度 第 1 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日	時	平成 2 6 年 7 月 1 1 日（金） 午後 4 時
場	所	大阪市役所本庁舎 7 階 市会第 6 委員会室

平成26年度第1回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成26年7月11日（金） 午後4時00分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 7階 市会第6委員会室

○議 題 議第204号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」

○出席委員 22名（欠は欠席者）

会長	角 野 幸 博	委員	岡 崎 太
会長職務代理者	橋 爪 紳 也	委員	梅 園 周
委員	飯 田 克 弘	委員	小 玉 隆 子
委員	石 田 佐恵子	委員	東 貴 之
委員 欠	梅 宮 典 子	委員	角 谷 庄 一
委員 欠	大久保 規 子	委員	改 発 康 秀
委員 欠	加 賀 有津子	委員	土 岐 恭 生
委員	嘉 名 光 市	委員	辻 義 隆
委員	上 甫 木 昭 春	委員	足 高 將 司
委員 欠	正 司 健 一	委員	北 野 妙 子
委員	塚 口 博 司	委員	新 田 孝
委員 欠	長 尾 謙 吉	委員	森 山 よしひさ
委員 欠	中 川 大	委員	小 川 陽 太
委員 欠	長 町 志 穂	委員	福 島 真 治
委員	花 川 典 子		

開会 午後4時01分

○幹事（辰巳） それでは、ただ今より平成26年度第1回大阪市都市計画審議会を開催さ

させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の幹事を務めております大阪市都市計画局計画部都市計画課長の辰巳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様をお願い申しあげます。携帯電話はお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、委員の方々の異動がございましたので、ご出席の委員の皆様を学識経験者、大阪市会議員の先生方の順にご紹介させていただきます。

まず、関西学院大学総合政策学部教授で、本審議会会長の角野委員でございます。

○角野会長 よろしくお願ひします。

○幹事（辰巳） 大阪府立大学21世紀科学研究機構教授で、本審議会会長職務代理の橋爪委員でございます。

○橋爪委員 橋爪でございます。よろしくお願ひします。

○幹事（辰巳） 大阪大学大学院工学研究科准教授飯田委員でございます。

○飯田委員 飯田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○幹事（辰巳） 大阪市立大学大学院文学研究科教授の石田委員でございます。

○石田委員 石田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○幹事（辰巳） 大阪市立大学大学院工学研究科准教授の嘉名委員でございます。

○嘉名委員 嘉名でございます。よろしくお願ひします。

○幹事（辰巳） 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授の上甫木委員でございます。

○嘉名委員 上甫木です。よろしくお願ひいたします。

○幹事（辰巳） 立命館大学理工学部教授の塚口委員でございます。

○塚口委員 塚口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○幹事（辰巳） 阪南大学大学院企業情報研究科教授の花川委員でございます。

○花川委員 花川です。よろしくお願ひします。

○幹事（辰巳） 続きまして、大阪市会議員の委員の方々でございます。

岡崎委員でございます。

○岡崎委員 岡崎です。よろしくお願ひします。

○幹事（辰巳） 梅園委員でございます。

○梅園委員 よろしくお願ひします。

○幹事（辰巳） 小玉委員でございます。

○小玉委員 小玉でございます。よろしくお願ひいたします。

○幹事（辰巳） 東委員でございます。

○東委員 よろしくお願ひします。

○幹事（辰巳） 角谷委員でございます。

○角谷委員 よろしくお願ひします。

○幹事（辰巳） 改発委員でございます。

○改発委員 改発です。よろしくお願ひいたします。

○幹事（辰巳） 土岐委員でございます。

○土岐委員 土岐でございます。よろしくお願ひいたします。

○幹事（辰巳） 辻委員でございます。

○辻委員 辻でございます。よろしくお願ひします。

○幹事（辰巳） 足高委員でございます。

○足高委員 足高でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○幹事（辰巳） 北野委員でございます。

○北野委員 北野でございます。よろしくお願ひいたします。

○幹事（辰巳） 新田委員でございます。

○新田委員 新田でございます。よろしくお願ひします。

○幹事（辰巳） 森山委員でございます。

○森山委員 森山です。よろしくお願ひいたします。

○幹事（辰巳） 小川委員でございます。

○小川委員 小川です。よろしくお願ひいたします。

○幹事（辰巳） 福島委員でございます。

○福島委員 福島です。よろしくお願ひします。

○幹事（辰巳） なお、学識経験者の梅宮委員、大久保委員、加賀委員、正司委員、長尾委員、中川委員と長町委員におかれましては、本日ご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、今年度第1回目の審議会でございますので、開催にあたりまして、田中副市長よりご挨拶申し上げます。

○副市長（田中） 大阪市の副市長の田中でございます。

大阪市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、平素から大阪市政の各般にわたりまして格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年のグランフロント大阪に続きまして、今年の春にはあべのハルカスが全面オープンするなど、大阪は今、民の力で大きく動き出しております。

うめきた2期につきましても、昨年度に実施しました民間提案募集で、国内外からの提案者の中から選定しました優秀提案者との対話を通じまして、まちづくりの方針の作成に今取り組んでいるところでございます。

大阪、関西の成長を牽引するこうしたプロジェクトが進み、このまちのありようが変わりつつある今、大阪の成長とともに、市民が安心して快適に暮らせるまちを実現するためにも、このまちづくりの基本となる都市計画の役割はますます重要になってまいります。

皆様方には、これまでも都市計画行政の推進のために、さまざまな観点からご審議いただきましたことに改めてお礼申し上げます。今後とも大阪市にふさわしいまちづくりに向けまして、さまざまな角度から専門的かつ忌憚のないご審議を賜りますようお願い申しあげまして、ご挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

○幹事（辰巳） ありがとうございます。

大変恐縮ではございますが、田中副市長は別途公務のため、この場を退席させていただきます。どうかご了承いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本審議会の要綱第7条によりまして、審議会の会務を担当いたします幹事を3人置いておりますので、順にご紹介させていただきます。

都市計画局長の川田幹事でございます。

○幹事（川田） 川田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） 同じく都市計画局計画部長の角田幹事でございます。

○幹事（角田） 角田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（辰巳） それと私、都市計画課長の辰巳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順に、「会議次第」、「委員名簿」、説明資料といたしまして、条例、規程な

どをおさめました「大阪市都市計画審議会関係資料集」、「都市計画審議会及び都市計画決定権限について」。

次に、本日ご審議いただく予定の議案書等がございます。議第204号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」がございます。さらに、報告案件に関する資料といたしまして、「国家戦略特別区域法について」がございます。以上の6点でございます。お手元でございますでしょうか。ご確認をお願いいたします。

それでは、本日新たに委員となられました方がおられますので、審議に先立ちまして、都市計画審議会などにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、都市計画審議会及び都市計画決定権限についてご説明させていただきます。お手元でございます説明資料についてご説明させていただきます。

説明資料1ページをご覧ください。

現行都市計画法では、大阪市のような政令指定都市につきましては都市計画審議会を必ず置くということとなっており、本市では平成12年4月に大阪市都市計画審議会条例を制定し、本審議会を発足いたしました。

また、大阪市の都市計画決定権限についてですが、説明資料3ページの都市計画決定権限一覧表をご覧ください。二重線で囲んでおります指定都市決定の欄及び市町村決定の欄の丸印のあるものが大阪市都市計画審議会の議を経て大阪市が決定できる内容となっております。

次に、都市計画決定の手続きの流れについてです。説明資料5ページ、6ページの都市計画決定の手続きをご覧ください。5ページの都道府県が定める都市計画については省略させていただきます、6ページをご覧くださいと思います。

手続きの基本的な流れといたしまして、都市計画案を作成いたしまして、公衆縦覧や意見書の受け付けを経た後、本審議会に付議させていただき、審議会のご承認をいただきます。その後、大阪市が定めることのできる都市計画の中で、指定都市が定めることとなる都市計画のうち、(2-1)の都市再生特別地区や都市高速鉄道などの都市計画につきましては、国土交通大臣の同意を得た上で、また(2-2)の都道府県道などの都市計画及び(3)の用途地域などの市町村が定める都市計画につきましては、大阪府知事との協議を行い、都市計画として決定あるいは変更することとなります。

ただ今ご説明いたしました都市計画法に基づくもののほかに、建築基準法など他の法令によりそれぞれ都市計画審議会の議を経ることと定められているものがございます。

本日ご審議いただきます議第204号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」がこれに該当するものでございます。これにつきましては後ほど案件としてご審議をお願いする際にご説明してまいりたいと考えております。

最近の都市計画を取り巻く状況を申しあげますと、本年5月に成立いたしました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によりまして、来年の4月に、一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るものについて、都市計画区域マスタープランの決定権限が指定都市に移譲されることとなっております。

また、平成25年12月に施行されました国家戦略特別区域法では、産業の国際競争力の強化とともに国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から関係法令の特例措置が設けられており、その一部について特例を規定する際には、本審議会においてご審議いただくこととなりますので、この点につきましては、後ほどその概要についてご報告させていただきます。

それでは、これより審議をお願いいたしますが、本日の審議会につきましては29人中22人の委員の方々がご出席されておられますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは以降の進行につきまして、角野会長、よろしくお願いいたします。

○角野会長 それでは、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定により、花川委員と岡崎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、会議が円滑に進行しますよう委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

先ほど幹事から報告がございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第204号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」でございます。

それでは審議してまいります。本議案につきまして幹事から説明を願います。

○幹事（角田） 幹事の角田でございます。よろしくお願いいたします。

議第204号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」ご説明申しあげます。

お手元の表紙に議第204号と記載いたしております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本案件は、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置につきまして、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁であります大阪市長が許可するにあたって、大阪市都市計画審議会の議を経る必要がありますことからご審議をお願いするものでございます。

議案書5ページの位置図及び7ページの説明図にお示ししておりますとおり、本計画敷地は港区福崎2丁目に位置し、約3,000平方メートルの規模でございます。

近隣は主に大規模な倉庫や工場の用途に供されており、敷地東側は幅員約20メートルの市道がございます。当該敷地の用途地域は工業専用地域に指定されております。本件事業者は、現在、計画敷地北側にあります同事業者所有の物流センターで、再生利用されるパソコン、プリンターなどの電気機器の一時保管を行っております。今回の計画は、物流センターの隣接地に廃プラスチック類の破碎を行う産業廃棄物処理施設を設置することで、廃棄物の円滑な処理及び輸送の効率化を行うものであり、本施設の一日あたりの処理能力は48.3トンであります。

今回の許可の対象となる産業廃棄物処理施設は、建築基準法第51条の「その他政令で定める処理施設」であり、「その他政令で定める処理施設」とは、建築基準法施行令第130条の2の2により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から13号の2までに掲げます産業廃棄物の処理施設と定められております。今回の施設は、第7条第7号の廃プラスチック類の破碎施設であり、一日あたりの処理能力が5トンを超えるものに該当いたします。また、建築基準法施行令第130条の2の3により、廃プラスチックの破碎施設は、工業地域及び工業専用地域におきましては、一日あたりの処理能力が6トン以下の場合、建築基準法第51条のただし書きの許可を要さないという規定もございますが、今回の施設は一日あたりの処理能力が48.3トンであるため、いずれの規定からも本審議会において付議させていただくものでございます。

次に、本件事業者が同敷地内で計画しております事業内容についてご説明いたします。

同敷地では、倉庫棟及びごみ置き場が建築される予定であり、搬入された電気機器は再使用されるものと再生利用されるものに仕分けられます。再生利用される電気機器は、今回の許可の対象となる廃プラスチック類と金属くず、ガラスくずなどの素材に分別した後、破碎処理を行います。破碎処理不適物や再生利用できない残滓物につきましては、計画敷地より搬出し、他の産業廃棄物処理業者による焼却処分などを行います。

周辺環境への影響につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の手続きの中

で、事業者により生活環境影響調査が行われており、大気質、騒音及び振動が調査されております。大気質におきます粉じんの影響につきましては、破碎施設は建屋内に設置し、使用頻度の高い大型破碎機には集じん機を併設するとともに、建屋2階及び3階の廃棄物保管・作業エリアにも集じん機を設置することから、粉じんの飛散はありません。また、車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響につきましては、基準値を満足しております。

次に、騒音への影響につきましては、破碎機及び関連機器は建屋1階に二重に区画した防音室内に設置し、基準値を満足しております。

振動への影響につきましては、破碎機の床面は建物と切り離れた独立基礎とすることから、基準値を満足しております。

次に、地元への説明につきましては、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例に規定された協議手続きに基づきまして、事業所敷地境界より100メートル以内の地元に対して、事業者より平成25年11月27日から同年12月12日に戸別訪問により説明を行っております。その中で、周辺の企業より、事業所に入出入りする車両の管理に関する意見書の提出がされましたが、これに対しまして、事業者より、トラックの分散入庫などを行い、近隣の交通の妨げにならないよう管理する旨の回答を行い、周辺の企業の理解を得ていると報告を受けております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○角野会長 ただ今幹事より説明のありました議第204号の議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

はい、小川委員。

○小川委員 大阪市会議員の小川です。

今設備の設置など、基準内であるというご説明でありました。事業者も独自に対策を行う、こういうことがご説明されましたが、事業者にとっては大規模化や施設集約など経済合理性、合理性というか効率ですね、これを満足したい、優先したい、この今回の計画の敷地で操業したい、こういった目的を持って行われるということだと思うんですが、一方では住民生活に影響が出ない、周りに影響が出ないようにということでさまざまな規制があり、この都市計画審議会で諮られることになっているというふうに思うんですね。今回審議の議題として挙がっているわけで、全ては満足しているというご説明であったんですが、やはり公害による、公害というと大げさになりますけど、いわゆる

健康被害、さまざまなものはなかなかこの因果関係、これ証明することが難しい問題、被害を受けてしまうのは住民や労働者であるわけで、何か起こってからでは、訴訟など泥沼のようなことになってしまうということが多々見受けられるというふうに思うんです。

それで、大阪市の役割として、今日はちょっとご質問したいんですけども、住民の暮らしや健康が未来にわたって脅かされることがないように取り組むということが大阪市には求められる姿勢なのかなというふうに思うんですが、施設設置に当たって、計画ではいろいろ環境対策、これとられるということが明らかにはなっておりますが、施設の稼働後、この稼働後も引き続きその対策がしっかり行われ続けること、これが重要だし担保されなければいけないのではないかなというふうに思うんです。

お伺いをいたしますが、処理施設稼働後、大阪市としてしっかりと、しっかりとチェックする体制、これ必要だと思いますが、どのようになっていますでしょうかお答えください。

○角野会長 それでは、ただ今の質問につきまして幹事の説明を求めます。

○説明者（有門） 環境局環境管理部産業廃棄物規制担当課長の有門と申します。

今回の都市計画審議会の議を経て、産業廃棄物処理施設の設置許可が行われますと、この許可後に施設の建設が行われます。施設の工事完成後に大阪市環境局、私どもでございますけれども、廃棄物処理法の規定に基づきまして産業廃棄物処理施設の使用前検査というのをを行います。この検査では、設置に関しまして計画に適合しているかどうかの確認を行います。適合している場合にはその旨を事業者へに通知するというところでございます。この通知後、この事業者の場合は産業廃棄物処分業に係ります届出の提出が必要でございまして、この時も改めて立入検査を実施いたします。試運転を行わせるなど、このことにより粉じんや騒音、振動の様子を確認をさせていただきます。

施設稼働後につきましては、定期的に処分業者への定期的な立ち入りをいたしておりますけれども、年1回から2回程度この立ち入りを実施いたしまして、粉じんと騒音などの確認をしてまいるところでございます。また、産業廃棄物処分業者につきましては、5年ごとの許可更新が必要でございまして、更新申請が提出された場合には立入検査を再度また実施いたしまして、許可基準等に適合しているかどうかを確認の上、引き続き環境監視指導を継続してまいるところでございます。

以上でございます。

○角野会長 はい、どうぞ、小川委員。

○小川委員 ありがとうございます。

引き続き、毎年、5年に一度の更新だというふうなご回答でしたけども、年に一、二回は粉じんなどの確認のための監視を行うということがご答弁されました。私も現地へ行ってまいりまして、工業専用地域で本当に工業専用のそういう事業をするという場所だというふうにも感じましたが、地図で見るより民家ですね、やはり大阪市は狭くございますので、近くにもあるというふうにも見受けられました。ですので、住民の申し出やさまざまなことに優先的にチェックに入ることもあるということも聞いておりますし、振動やそちらの関係でいいますと、府条例の規制にも係って調査をするということも聞いております。

今後も、環境の問題というのは非常に敏感にもなっておりますので、強く環境を監視するという体制を大阪市としては持っていただくということを強く要望いたしまして、私からの意見を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○角野会長 それでは、この議第204号議案につきましては、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○角野会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

これをもちまして、本日の審議は終了いたしました。本日決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要の手続きを行わせてます。

引き続きまして報告案件を受けてまいります。国家戦略特別区域法についてにつきまして幹事から報告を願います。

○幹事（辰巳） それでは、国家戦略特別区域法について説明させていただきます。

平成25年12月に施行されました国家戦略特別区域法の概要及び法に基づきます特例措置等につきましてご報告させていただきます。

この法律では、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成していくため、まちづくりに関する分野に関しましては都市計画法や建築基準法等の特例措置を定めており、その特例を認めるにあたりまして、都市計画審議会の議を経ることが規定されておりますので、その概要についてご説明させていただきます。

まず、法律の概要についてご説明させていただきます。

この法律は、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力

を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国家戦略特別区域におきまして規制緩和等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めるものでございます。本法律は平成25年12月7日に成立、同月13日に施行され、平成26年5月1日には大阪府、兵庫県、京都府の全域が関西圏として国家戦略特別区域の指定を受けたところでございます。

また、その推進体制として、内閣総理大臣のもとに国家戦略特別区域諮問会議及び国家戦略特別区域会議が設置されております。国家戦略特別区域会議は特別区域ごとに設けられまして、その区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画、すなわち国家戦略特別区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることとされております。この区域計画には、区域の名称や関係法令等の規制緩和を受け実施される特定事業の内容、実施主体に関する事項や特例措置の内容等が記載されます。

次に、具体的な関係法令等の特例措置についてご説明させていただきます。

国家戦略特別区域内では、国際的ビジネス拠点の形成、医療等の国際的イノベーション拠点の形成、革新的な農業等の産業の実践拠点の形成を実現するため、その計画が認定されれば、都市再生・まちづくり分野や教育、雇用等の分野におきまして、関係法令等の特例が認められます。その中でも本審議会が関連することとなります都市再生・まちづくり分野のうち、容積率等に関する特例措置についてご説明させていただきます。

まず、都市計画法等の特例についてご説明させていただきます。

本特例は、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な住宅やオフィスビル、コンベンション施設などの立地を促進するため、それらを整備するために実施いたします特定事業を先ほどの区域計画に記載することにより、都市計画の決定や許認可等がなされたものとみなすというものでございまして、都市計画手続きのワンストップ処理を行うものでございます。

区域計画に特定事業を記載するにあたりまして、これまでの都市計画案件と同様に、公衆縦覧、都市計画審議会への付議が規定されております。都市計画審議会での議を経た後、その特定事業を区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定をもって都市計画決定や許認可等がなされたものとみなされます。

次に、建築基準法の特例についてご説明させていただきます。

本特例は、グローバル企業等のオフィスに近接した住宅等の整備を促進することによ

り、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点形成を図るため、住宅の容積率の緩和を行うというものでございます。

住宅の容積率の緩和にあたりましては、「区域計画に都心居住の促進を図る区域」、「住宅の容積率の最高限度」や「空地の要件」などを記載することとされております。また、その記載にあたりましては、都市計画審議会への付議が規定されております。都市計画審議会での議を経た後、容積率の緩和に関する事項を区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定をもって、都市計画で定めた容積率を緩和することが可能となります。

このほか、都市計画審議会に付議される事項ではございませんが、特別用途地区の手続きの簡素化についても規定されており、用途制限の緩和の内容を区域計画に記載することで、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となります建築基準法上の大臣の承認の手続きが不要となります。

以上が国家戦略特別区域法におきまして、本審議会が関係いたします都市再生・まちづくり分野の特例措置についてのご説明でございます。

今後、具体的な事業を区域計画に記載いたします場合には、その計画等が審議会に付議されることとなりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○角野会長 ただ今の報告案件につきましては、本審議会の議案ではございませんけれども、もし何かご質問等ございましたら伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご質問等ないようですので、これで審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後４時３４分

大阪市都市計画審議会委員 花 川 典 子 ㊟

大阪市都市計画審議会委員 岡 崎 太 ㊟